

岐阜県博物館協会地域ブロック部会活動費 交付要綱

1 趣旨

岐阜県博物館協会地域ブロック部会の自発的活動に対して岐阜県博物館協会が交付する活動費の交付については、この要綱によるものとする。

2 活動費の目的

活動費は、地域ブロック部会における会員相互の活発な情報交流及び講座、展示、催事などの情報発信を通して、住民により親しまれ利用される博物館づくりのための事業を行うことを目的とする。

3 活動費の対象経費

交付の対象となる経費は次のとおりとし、年度内で完了する活動とする。支出にあたっては適正な会計書類を整えておくこと。

- (1) 講座、展示、催事に要する費用
- (2) 広報等のための費用
- (3) 会員交流及び連絡のための費用
- (4) 会場使用料及び会議費
- (5) 同じ地域ブロック内の複数の会員が連携して他の地域ブロックにおいて展示等の活動を行う場合又は異なる地域ブロックの会員相互が連携して展示等の活動を行う場合の費用
- (6) その他目的のために必要となる費用

4 活動費の交付額

岐阜県博物館協会が定める予算を上限とする。

なお、上記3(5)の経費については、それ以外の経費とは別枠で交付するものとする。

5 手続

交付を行う手続及び手順は次による。

- (1) 活動計画書類の提出
地域ブロック部会が活動費の交付を求める場合は、活動計画書及び予算書を作成の上、岐阜県博物館協会企画委員会（以下「企画委員会」という。）に提出するものとする。
- (2) 交付の決定
提出された活動計画書等は、企画委員会でその内容を検討し、結果を当該地域ブロック部会へ通知する。
- (3) 活動結果の報告
活動の結果ならびに支出報告について、事業終了後すみやかに企画委員会に報告するものとする。なお、不執行金額については返還するものとする。

6 その他

この要綱に定めのない事項については、企画委員会で協議するものとする。

附則

この要綱は、平成29年5月28日から施行する。

附則

この要綱は、令和5年6月7日から施行する。